

# 兵庫県公報

平成23年10月7日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 兵庫県障害福祉審議会条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	4
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（住宅政策課）	4
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（都市計画課）	6
○ 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（公園緑地課）	7
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	8
○ 兵庫県スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例（教育委員会事務局スポーツ振興課）	8

## 公布された法令のあらまし

### ●職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

東日本大震災に対処するための作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当について、当該作業の特殊性等を踏まえ、その特例を定めることとした。

### ●兵庫県障害福祉審議会条例等の一部を改正する条例（条例第36号）

障害者基本法の一部改正に伴い、次の関係条例について同法の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県障害福祉審議会条例
- 2 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立都市公園条例
- 4 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例

### ●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第37号）

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正により、高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行う者は、当該事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホームを構成する建築物ごとに、知事の登録を受けることができるものとされることに伴い、当該登録の申請に係る手数料を新たに徴収することとした。

### ●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

住民に身近な行政の一層の推進を図るため、都市計画法に基づく用途地域に関する都市計画の決定に関する事務を尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町が処理することとした。

### ●風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

放送法の一部改正及び有線放送電話に関する法律の廃止に伴い、風致地区内において知事等の許可を要しない行為及び知事等の許可に代えて知事等への通知を要する行為のうち、有線放送電話業務の用に供する線路の設置等に係る行為を削除する等所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

独立行政法人都市再生機構と平成8年度から平成12年度までの間に締結した普通県営住宅の借上げに係る契約の終了の日までの間に、当該普通県営住宅の入居者を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなるときは、急激な家賃上昇による家計負担を緩和する措置を講ずることとした。

●兵庫県スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例（条例第41号）

スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の施行により、スポーツ振興法に基づき置くこととされていたスポーツの振興に関する審議会その他の合議制の機関に替えて、条例で定めるところによりスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関を置くことができるとされたこと等に伴い、教育委員会の附属機関としてスポーツ推進審議会を設置する等所要の整備を行うこととした。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第35号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

拗音に用いられている「ゆ」を「ゆ」に、促音に用いられている「つ」及び「ッ」を「つ」及び「ッ」に改める。

附則に次の6項を加える。

（東日本大震災に対処するための手当の特例）

- 5 第18条第1項に規定する職員が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するために同項に規定する作業に従事した場合における同条の適用については、同条第2項中「1,600円」とあるのは、「1,600円（当該作業が特に困難を伴う作業として知事が指定するものである場合にあっては、3,200円）」とする。
- 6 第25条第1項に定める場合のほか、職員が、次に掲げる特殊現場における作業に従事したときは、その者に対して、特殊現場作業手当を支給する。
  - (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業のうち知事が指定するもの
  - (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が指定するものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）
  - (3) 本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が指定するものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。）
  - (4) 本部長指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち知事が指定するもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。）
- 7 前項に定める場合における特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該作業に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる作業のうち次号に掲げる作業以外のもの 20,000円（当該作業が心身に著しい負担を与える作業である場合にあっては、40,000円を超えない範囲内において知事が定める額）
  - (2) 前項第1号に掲げる作業のうち知事が指定する施設内において行うもの 5,000円
  - (3) 前項第2号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 10,000円（当該作業が心身に著しい負担を与える作業である場合にあっては、20,000円）
  - (4) 前項第2号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 2,000円
  - (5) 前項第3号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 5,000円
  - (6) 前項第3号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 1,000円
  - (7) 前項第4号に掲げる作業 2,500円

- 8 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る特殊現場作業手当の額が同額のときにあつては当該特殊現場作業手当のいずれか一の特殊現場作業手当、当該2以上の作業に係る特殊現場作業手当の額が異なるときにあつては当該特殊現場作業手当の額の最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その特殊現場作業手当のいずれか一の特殊現場作業手当）以外の特殊現場作業手当は支給しない。
- 9 前2項の規定にかかわらず、職員が附則第7項第3号、第5号又は第7号に掲げる作業に従事した時間（2以上の作業に従事した場合にあつては、その全ての作業に従事した時間の合計時間）が1日について4時間未満の場合におけるその日の特殊現場作業手当の額は、前2項の規定により職員が受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 10 知事は、附則第7項第1号の規定により知事が定めることとされた額を定め、又は改正するときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。  
（警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第50号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の7項を加える。

（東日本大震災に対処するための手当の特例）

- 5 職員のうち公安委員会規則で指定する者が東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に対処するために第2条第1項第14号の作業に引き続き5日以上従事した場合における同項の規定の適用については、同号中「危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。）」とあるのは「危険を伴う救助作業」と、「840円（）」とあるのは「1,680円（）」と、「840円に」とあるのは「1,680円に」とする。
- 6 職員のうち公安委員会規則で指定する者が東日本大震災に対処するために第2条第1項第15号の作業に従事した場合における同項の規定の適用については、同号中「3,200円」とあるのは、「3,200円（心身に著しい負担を与える作業に従事した場合においては、3,200円を3,200円に加算した額）」とする。
- 7 手当は、第2条第1項に定める場合のほか、職員が次の各号に掲げる作業に従事したときに、その者に対し支給するものとし、その額は、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。
- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業のうち公安委員会規則で定めるもの 1日につき20,000円（心身に著しい負担を与える作業に従事した場合においては、20,000円を20,000円に加算した額）
- (2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち公安委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。） 1日につき10,000円（心身に著しい負担を与える作業に従事した場合においては、10,000円を10,000円に加算した額）
- (3) 本部長指示により居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち公安委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前2号に掲げるものを除く。） 1日につき5,000円
- (4) 本部長指示により居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち公安委員会規則で定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前3号に掲げるものを除く。） 1日につき2,500円
- 8 同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち2以上の作業に従事した場合においては、当該2以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額の最も高いもの（その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。
- 9 前2項の規定にかかわらず、職員が附則第7項第2号から第4号までに掲げる作業のうち公安委員会規則で定めるものに従事した場合において、その1日の従事時間（2以上の作業に従事した場合にあつては、その全ての作業に従事した時間の合計時間）が4時間に満たないときは、前2項の規定により職員が受けるべき額から公安委員会規則で定める額を減ずることができる。
- 10 附則第7項各号に掲げる作業に従事した場合における第2条第2項の規定の適用については、同項中「に

掲げる作業等」とあるのは「に掲げる作業等並びに附則第7項各号に掲げる作業」と、「同項」とあるのは「前項」とする。

- 11 第5条第2項の規定は、公安委員会が附則第5項若しくは第6項の規定により読み替えて適用する第2条第1項又は附則第7項若しくは第9項の規定により公安委員会規則で定めることとされた額を定め、又は改正するときに準用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の職員条例」という。）及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の警察職員条例」という。）の規定は、平成23年3月11日から適用する。  
(特殊勤務手当の内払)
- 3 改正後の職員条例及び改正後の警察職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例及び第2条の規定による改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、改正後の職員条例及び改正後の警察職員条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。



兵庫県障害福祉審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第36号

兵庫県障害福祉審議会条例等の一部を改正する条例

(兵庫県障害福祉審議会条例の一部改正)

第1条 兵庫県障害福祉審議会条例（昭和46年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第26条第3項」を「第34条第3項」に改める。
- 第2条中「第26条第2項各号」を「第34条第2項各号」に改める。
- 第4条第1項第3号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。
- 第5条第2項中「よつて」を「よって」に改める。
- 第7条第4項中「よつて」を「よって」に改め、同条第6項中「もつて」を「もって」に改める。
- 第9条中「あつた」を「あった」に改める。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

- (1) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）第7条第2号イ
- (2) 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第15条の2第3項ただし書
- (3) 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）別表1の部備考の欄1及び2の部備考の欄1
- (4) 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第22号）第10条第3項の表宿泊室の利用者の項
- (5) 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号）別表1の部備考の欄1及び2の部備考の欄1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第37号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の60の部の次に次のように加える。

60の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) サービス付き 高齢者向け住宅 事業登録申請手 数料	高齢者の居住の 安定確保に関する法律（平成13 年法律第26号。 以下この部にお いて「法」とい う。）第5条第1 項の規定に基づ くサービス付き 高齢者向け住宅 事業の登録の申 請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅（法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。以下この部において同じ。）の戸数が10戸以下のもの	25,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	29,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	38,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	42,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	50,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	63,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上のもの	75,000円
(2) サービス付き 高齢者向け住宅 事業登録更新申 請手数料	法第5条第2項 の規定に基づく サービス付き高 齢者向け住宅事 業の登録の更新 の申請に対する 審査	サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下のもの	25,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	29,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	38,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	42,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	50,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	63,000円
		サービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上のもの	75,000円

備考 登録の申請又は登録の更新の申請に係るサービス付き高齢者向け住宅事業が次の(1)から(3)までに掲げる場合に該当するときにおけるサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料又はサービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料の金額は、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる額を加算した金額とする。

(1) サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分（法第7条第1項第1号に規定する居住部分をいう。）の

床面積が18平方メートル以上25平方メートル未満である場合又はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下のもの	6,200円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	6,900円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	8,300円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	9,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	9,700円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	11,000円
サービス付き高齢者向け住宅の戸数が101戸以上のもの	12,000円

(2) 法第6条第1項第12号の前払金を受領するものである場合 6,200円

(3) サービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約が賃貸借契約でない場合 4,200円

別表第5に次のように加える。

12 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関する手数料

手数料	事務	指定試験機関等
サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料	高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下この部において「法」という。)第5条第1項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の申請に対する審査	法第28条第1項に規定する指定登録機関
サービス付き高齢者向け住宅事業登録更新申請手数料	法第5条第2項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新の申請に対する審査	法第28条第1項に規定する指定登録機関

附 則

この条例は、平成23年10月20日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第38号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表第52の部中(3)の項を(4)の項とし、(2)の項を(3)の項とし、同部(1)の項中「都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この部において「法」という。)」を「法」に改め、同項中「都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下この部において「政令」という。)」を「政令」に改め、同項を同部(2)の項とし、同部事務の項の次に次のように加える。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。)	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、
---	------------------

<p>以下この部において「政令」という。) 第9条第1項第1号に掲げる法第8条第1項第1号の用途地域に関する都市計画の決定に係るものに限る。)</p> <p>ア 法第15条第1項の規定による決定に関する事務</p> <p>イ 法第16条第1項の規定による必要な措置に関する事務</p> <p>ウ 法第17条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧に関する事務</p> <p>エ 法第17条第2項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見書の受理に関する事務</p> <p>オ 法第18条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による都市計画審議会への付議に関する事務</p> <p>カ 法第20条第1項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示及び図書の写しの送付に関する事務</p> <p>キ 法第20条第2項(法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧に関する事務</p> <p>ク 法第21条第1項の規定による変更に関する事務</p>	<p>宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町</p>
---	--------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表52の部(1)の項の左欄に掲げる事務に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同項の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第39号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1 13(3)中「、有線放送電話業務(有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)第2条第2項に規定する有線放送電話業務をいう。以下同じ。)」を削る。

別表第3 26を削り、同表27中「による放送事業」を「第2条第2号に規定する基幹放送」に改め、同表中27を26とし、28から37までを27から36までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第7条の規定により同法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和32年法律第152号)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる同法第3条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為については、改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例別表第1又は別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第40号**

**兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
第20条中「省令」を「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）」に改める。  
第22条第2項中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

附則第8項の見出しを削り、同項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の見出し及び1項を加える。

（家賃の特例）

- 8 知事は、兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第40号）の施行の日（以下「施行日」という。）から普通県営住宅の借上げに係る契約（独立行政法人都市再生機構と締結した契約であって、平成8年度から平成12年度までの間に締結したものに限る。）の終了の日までの間に、当該普通県営住宅の入居者（施行日前から引き続き入居している者に限る。）を他の普通県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する普通県営住宅の家賃が従前の普通県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第23条第1項、第42条第1項又は第44条第1項の規定にかかわらず、政令第11条の規定に準じて、当該入居者の家賃を減額するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第41号**

**兵庫県スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例**

（兵庫県スポーツ振興審議会条例の一部改正）

第1条 兵庫県スポーツ振興審議会条例（昭和37年兵庫県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県スポーツ推進審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、兵庫県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第10条第1項の規定によるスポーツ推進計画の策定に関する事項
- (2) 法第35条の規定によるスポーツ団体に対する補助金の交付に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

（兵庫県税条例の一部改正）

第2条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第71条第1項第1号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条第1項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項」に改める。

（青少年愛護条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第12条」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項」に改める。

- (i) 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条の5第3項第6号



(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第9条第4号

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第13条第6号  
（旅館業法施行条例の一部改正）

第4条 旅館業法施行条例（昭和39年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第8条第1項第4号中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第12条」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第12条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関設置条例の一部改正）

2 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）によるスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
-----------	---

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第41号から第42号の2までを次のように改める。

(41)から(42)の2まで 削除

第1条第77号の次に次の1号を加える。

(77)の2 スポーツ推進審議会

別表第1 スポーツ振興審議会の項を削り、同表人と自然の博物館協議会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	委員	日額	12,500円
-----------	----	----	---------

別表第2 スポーツ振興審議会の委員の項を削り、同表人と自然の博物館協議会の委員の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
--------------	---------------------